

回 覧 令和6年6月15日（三股町）代表☎：52-1111

.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分 類】	【No.】	【内 容】
〈募 集〉	1	◆三股町はたちの成人式実行委員を募集しています ◆「共同募金助成金」の要望を受け付けます
〈お知らせ〉	2	◆令和6年度低所得者世帯に対する10万円給付のお知らせ （令和5年度の給付対象世帯を除きます）
	3	◆指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）のお知らせ
	4	◆国民年金保険料免除・納付猶予の申請受け付けが 始まります
	5	◆イヌマキなどの害虫（キオビエダシャク）駆除に動力噴霧 機を貸し出します
	6	◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します
	7	◆ブロック塀などの除却費用を補助します
	8	◆水道管漏水調査を行います ◆6月23日（日）～29日（土）は、「男女共同参画週間」です
	9	◆高齢者安全運転支援事業（踏み間違い防止）を行って います
	10	◆家内労働（内職）情報をお知らせします



◆子育て支援を「ふるさと納税」で充実させよう

3つの「無料化」の実現を目指そう!!

- 3歳未満児の「保育料」
- 町小中学校の「給食費」
- 高校生までの「医療費」

令和5年4月～3月の本町の状況
一般：7,764件
1億9,611万円
企業：9件
200万円

今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくよう「お声掛け」をお願いします。

三股町長 木佐貫 辰生

【分 類】	【No.】	【内 容】
〈農林畜産業関連〉	10	◆「三股町農業後継者支援事業」のお知らせ
	11	◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
〈相 談〉		◆「行政相談」を実施します
	12	◆「人権相談」を実施します ◆「消費生活無料法律相談」を実施します
	13	◆「無料法律相談」を実施します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

◆三股町 LINE 公式アカウントの友だちを募集しています

町では、令和4年9月から LINE 公式アカウントを運用しています。
さまざまなまちの情報をお届けしていますので、ぜひ友だち登録をお願いします。



友だち登録は
こちらから



町公式サイトは
こちらから

◆三股町はたちの成人式実行委員を募集しています

令和7年1月5日(日)実施予定の「三股町はたちの成人式」の企画・運営を行う実行委員を募集しています。自分たちの手で心に残る式をつくってみませんか。
やる気のある皆さんの応募をお待ちしています。

■募集人数 = 10人程度

■年 齢 = 令和6年4月2日～令和7年4月1日に20歳になる人

■活動内容 = ①8月から、平日の夜間または土日に数回集まり、企画・運営などについて話し合います。
(会議の日時は実行委員の都合に合わせます)
②参加者の中心となって、当日の運営を行います。

■応募方法 = 7月22日(月)までに、教育課 生涯学習係にお電話ください。



★お問い合わせは、
町教育委員会 教育課 生涯学習係(中央公民館内)
☎:52-9311(直通)をお願いします。

◆「共同募金助成金」の要望を受け付けます

三股町共同募金委員会では、地域住民の福祉・生活の向上に役立つ事業を行われる団体に対して、助成金を配分しています。
助成金を要望する団体は、次のとおりお申し込みください。

■助成金対象事業 = 地域住民の福祉・生活の向上に役立つ公益的な事業で、寄付者の共感が得られる事業。なお、助成金は令和7年度の配分となります。

■応募方法 = 町社会福祉協議会の窓口に来てください(共同募金担当)
※事前に来訪日時をご相談ください。 ☎:52-1246

■受付する場所 = 町総合福祉センター「元気の杜」
三股町大字樺山3384番地2
※町立文化会館西側の、木造平屋の建物です。

■応募締切 = 8月9日(金) 午後5時 (期限厳守)

■助成の手続き = 要望書提出 → 配分審査委員会 → 決定
→ 令和7年度に助成

★お問い合わせは、
町社会福祉協議会(共同募金委員会事務局)
☎:52-1246 をお願いします。

◆令和6年度低所得者世帯に対する10万円給付のお知らせ (令和5年度の給付対象世帯を除きます)

町は、物価高騰の影響が大きい低所得世帯への負担軽減を図り、令和6年度の住民税が新たに非課税または均等割のみ課税されている世帯への支援を行うため、給付金を支給します。

今回の給付は、令和5年度に非課税世帯への7万円給付、または均等割のみ課税世帯への10万円給付の対象となっていた世帯は『給付対象外』となります。給付金受給の有無は問いません。未申請や辞退された世帯も対象外です。

■給付額＝

1世帯あたり 10万円

※対象世帯のうち18歳以下の児童を扶養している世帯には、こども加算として対象児童1人あたり5万円を併せて給付します。

■支給の対象となる世帯＝

◎令和6年度の個人住民税が非課税である世帯

次の要件に全てあてはまる世帯が支給対象です。

- ①基準日(6月3日)時点で三股町に住民登録がある世帯
- ②世帯の全員が、令和6年度の個人住民税が非課税の世帯
- ③世帯の全員が、住民税が課税されている親族などから扶養を受けていない世帯
(世帯の全員が、住民税が課税されている人の扶養親族などである世帯は対象外となります)



◎令和6年度の個人住民税均等割のみ課税となる世帯

次の要件に全てあてはまる世帯が支給対象です。

- ①基準日(6月3日)時点で三股町に住民登録がある世帯
- ②世帯の全員が、令和6年度の個人住民税が均等割のみ課税されている世帯、または均等割のみ課税されている人および非課税の人からなる世帯
- ③世帯の全員が、住民税が課税されている親族などから扶養を受けていない世帯
(世帯の全員が、住民税が課税されている人の扶養親族などである世帯は対象外となります)

【住民税が課税されている親族などから扶養を受けている場合とは】

- (例)
- ・親の扶養に入っていて、ひとり暮らし(住民票も別世帯)をする学生
 - ・子ども(課税者)に扶養されている高齢者夫婦の世帯
 - ・住民票を別にして単身赴任している人に扶養されている家族のみからなる世帯

■申請手続き＝

町が把握できる対象世帯には、確認書などを7月中旬頃に発送する予定です。

※申請期限は、10月31日(木)です。

■給付金を装った詐欺などにご注意ください＝

個人情報や通帳・キャッシュカード・暗証番号などの情報を電話で聞くことはありません。

また、現金自動預払機(ATM)の操作のお願いや給付金のために手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

自宅や職場などに国や町の職員をかたる不審な電話やメールがあった場合は、最寄りの警察署にご連絡ください。

★お問い合わせは、福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎:52-9061(直通)をお願いします。

◆指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)のお知らせ

気候変動適応法第21条に「指定暑熱避難施設」が規定されたことにより、本町においても、極端な高温時における熱中症による重大な健康被害の発生を防ぐために、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)を指定しました。

■指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)とは =

熱中症による健康被害の発生を防止するため、町が指定した施設で、熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)が発表された場合、一般に開放し暑さをしのぐ場所です。

■クーリングシェルターを利用する際の注意事項 =

- 開所は、熱中症特別警戒アラート運用期間(4月第4水曜～10月第4水曜)のうち、原則「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときです。
- 飲料は各自で用意してください。
- 指定場所の温度調整はできません。
- 利用できる日時・場所は、指定施設の開館している日時および指定した場所のみになります。
- 利用にあたっては、各施設の指示に従ってください。



■指定施設一覧 =

No.,	施設名 所在地	受入可能日時など	受入可 能人数	備 考
1	町役場庁舎 1階ロビー 五本松 1-1	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時 ※閉庁日を除く	10人	ロビーで各種受付などを行う場合は、受入人数を制限することがあります
2	町中央公民館 1、2 階ロビー 五本松 8-1	月曜～日曜 午前8時30分～午後5時 ※閉館日(毎月第3日曜)を除く	24人	
3	町立文化会館 ロビー 樺山 3404-2	火曜～日曜 午前9時～午後5時 ※閉館日を除く	20人	
4	町立図書館 樺山 3404-2	火曜～日曜 午前10時～午後5時 ※閉館日を除く	24人	館内での飲食はできません
5	健康管理センター 1階廊下 樺山 3902-2	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時 ※閉館日を除く	36人	各種健診時は、受け入れできないことがあります
6	町総合福祉センター 「元気の杜」 (町社会福祉協議会) ロビー 樺山 3384-2	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時 ※閉館日を除く	10人	イベントや会議などの時には、受け入れできないことがあります

★お問い合わせは、

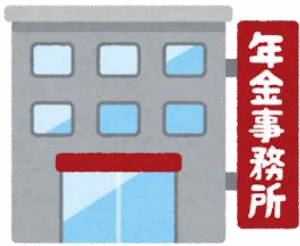
町健康管理センター ☎:52-8481(直通)をお願いします。

◆国民年金保険料免除・納付猶予の申請受け付けが始まります

国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金の加入と、保険料の納付が義務付けられていますが、保険料の納付が困難な場合は免除や納付猶予の制度があります。

★4月～令和7年3月分の国民年金保険料は、月額1万6,980円です。

		納める保険料月額	所得審査の 対象者	老齢基礎年金を受けるための 資格期間	受け取る老齢基礎年金額		
納 付		1万6,980円		受給資格期間に入ります	全額、年金額に反映されます		
免 除	全 額 免 除	0円	・申請者本人 ・配偶者 ・世帯主 の所得を審査		免除した 期間は、 年金額に	2分の1	が反映されます
	4分の3 免除 (4分の1納付)	4,250円				8分の5	
	半 額 免 除 (半 額 納 付)	8,490円				4分の3	
	4分の1 免除 (4分の3納付)	1万2,740円				8分の7	
納 付 猶 予 [50歳未満]		0円	申請者本人・配偶者の 所得を審査		年金額に反映されません		
未 納				受給資格期間に入りません	年金額に反映されません		



4分の3免除、半額免除、4分の1免除の承認を受けた場合、表中の保険料を納付しなければ「未納期間」となります。

免除・納付猶予を受けた期間に応じて将来受け取ることができる老齢基礎年金額は減額されます。

免除された期間は、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の支給要件の受給加入期間に算入されます。

年金額を満額に近づけるためにも、免除などの承認を受けた期間の保険料は10年以内にさかのぼって納めること(追納)をおすすめします。
(追納は3年度目からは保険料に加算がつきます)

◎免除・納付猶予の申請方法

■申請に必要なもの =

- ①マイナンバーカードまたは年金手帳（基礎年金番号通知書）
- ②失業、災害・風水害被害などの事情がある人は、その事実を証明できる書類
(書類の例) 離職票・雇用保険受給資格者証・罹災証明書など
※申請者本人・配偶者・世帯主で、該当する人の分は添付してください。

■申請開始日 = 7月1日(月)

■受 付 場 所 = 町民保健課 国保年金係(町役場1階 ③番窓口)
または、都城年金事務所

★お問い合わせは、
町民保健課 国保年金係 ☎:52-9631(直通)
都城年金事務所 ☎:(代)23-2571 をお願いします。

◆イヌマキなどの害虫(キオビエダシャク)駆除に動力噴霧機を貸し出します

町内で、イヌマキ、ラカンマキおよびナギの葉を食害するキオビエダシャクが発生しています。被害の拡大が懸念されますのでご注意ください。なお、町では地域単位で殺虫剤散布を行う場合、動力噴霧機などの貸し出しを行っています。

(庭木は個人所有の財産のため、町による駆除は行っておりません)

■生態など =

- 成虫は、開張約6cm、体長約2cmで、濃紺色の羽に黄色の帯があり、黒色の斑点があります。
- 幼虫は、体長約5cm で、頭部や側面部などがオレンジ色で他の部分が黒色と灰色のまだら模様があります。
- 年に約4回程度発生するといわれています。
- 人体やそのほかの樹木には影響ありません。



キオビエダシャク(幼虫)

■駆除方法 =

- 成虫を駆除するのは、捕殺するしかありません。
- 幼虫の発生量が少ない場合は、木を揺ると幼虫が糸を吐いて垂れ下がるので、それを捕殺してください。
- 幼虫の発生量が多い場合は、トレボン乳剤(4,000倍希釈)、ロックオン(1,000倍希釈)などの薬剤散布が効果的です。ただし、成虫、卵およびサナギには効果がないため、イヌマキなどを定期的によく観察し、幼虫の早期発見、防除などに努めてください。なお、薬剤散布に際しては、薬剤の取扱説明書をよく読み、記載内容を守って散布してください。また、薬剤散布を行う前に、あらかじめ近隣の人などに連絡し、通行人、車、洗濯物や農作物などに飛散しないように十分気を付けてください。

■貸出器材 =

- 動力噴霧機(燃料、薬剤は各自ご用意ください)
- タンク(300ℓ または 500ℓ)
※積載する車両は個別に準備してください。

■貸出対象者 =

町内の害虫駆除を行う自治会、老人クラブ、教育関係団体、文化・スポーツ関係団体、ボランティア団体などでおおむね3人以上で構成するグループ。
※町内の複数箇所での散布に限ります。

■使用申請 =

平日の午前9時～午後4時までに農業振興課 畜産振興係に申請書を提出してください。
※申請は、利用の5日前までにお願いします。

■貸し出しおよび返却 =

原則として平日の午前9時～午後4時まで。
※貸出期間は、7月1日から11月30日まで

■事故の処理 =

貸出備品などの使用によって生じた事故の責任は、原則として、使用者の責任において処理してください。

■そ の 他 =

個人で駆除を希望する場合は、町シルバー人材センターや造園業者などに相談してください(有料になります)。

★お問い合わせは、

- ・環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口) ☎:52-9082(直通)
- ・動力噴霧器などの貸し出しは、
農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口) ☎:52-9088(直通)
にお願いします。

◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

近年、大地震が頻^{ひんぱつ}発しており、家屋の倒壊などで死傷者や避難者が出ています。

こうした状況を受けて、安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現を目指し、町では昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助しています。

補助を希望する人は、都市整備課建築係までお問い合わせください。

1.耐震診断

■対象となる建築物 ＝

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

■耐震診断費 ＝

個人負担額…6,000円

(1棟当たり13万6,000円のうち、国・県・町が13万円を補助)

※個人負担額も、県建築住宅センターの助成制度を利用できる場合があります。詳しくは窓口までお問い合わせください。

■耐震診断の実施 ＝

町が県木造住宅耐震診断士に依頼して、申し込みのあった住宅の耐震診断を行い、結果をお知らせします。

■耐震診断の棟数 ＝

1棟

※定数になり次第、締め切ります。

2.耐震改修工事 ※耐震診断を行っていることが条件です。

耐震診断の評点が倒壊する可能性がある1.0未満のものを、耐震補強設計に基づき「1.0以上」とする改修工事を指します。

■補助額 ＝

改修工事費の5分の4以内で100万円を限度とします。

※耐震改修工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

「代理受領制度」とは、申請者との契約で耐震改修工事を実施した者(工事施工者など)が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行う制度です。この制度を使うことで、申請者は工事費と補助金の差額分だけが必要となり、事前に用意する費用負担を減らすことができます。

○「代理受領制度」のイメージ

(耐震改修工事費用135万円のと看)



※消費税は申請者負担となります。

■耐震改修などの棟数 ＝

1棟程度

※予算に達し次第、締め切ります。

★お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9065(直通)にお願いします。



◆ブロック塀などの除却費用を補助します

平成30年6月に大阪府で発生した最大震度6弱の大きな地震により、通学路沿いのブロック塀が崩れ、通学途中の小学生が犠牲になる痛ましい事故が発生しました。

こうした状況を受け、地震などで倒壊したブロック塀などが人命に危険を及ぼしたり、緊急車両の通行を妨げたりすることを防ぐため、危険なブロック塀などの除却を促し、地震などによる災害を未然に防止することを目的に、除却に必要な費用の一部を助成します。

■対象となるブロック塀など =

- 町内にあるブロック塀など
- 町内の道路に面したもの
- 道路面からの高さが1.4メートル以上のもの
- ブロック塀などの健全性が確保されていないもの

※「ブロック塀など」とは？

→コンクリートブロック塀、石積塀、れんが塀などです

■対象工事について =

ブロック塀などの撤去工事

(部分的な撤去の場合は、道路面からの塀の高さ80センチ以下とすること)

■補助額 =

最大14万4,000円まで全額補助します。

※ただし①～③のうち、最も低い額が上限となります。

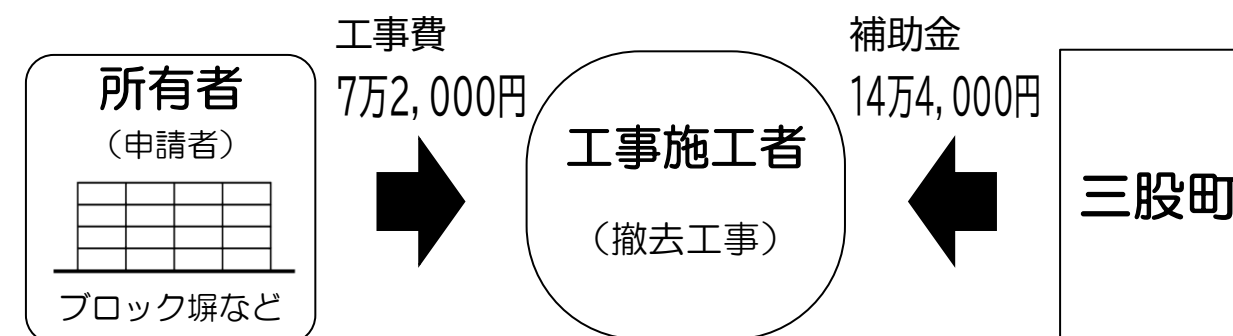
- ①一つの敷地につき14万4,000円
- ②撤去するブロック塀などの長さにつき1万2,000円/メートル
- ③除去費用の見積額に3分の2を乗じた額



※ブロック塀などの撤去工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

○「代理受領制度」のイメージ

(ブロック塀などの撤去工事費用21万6,000円のと看)

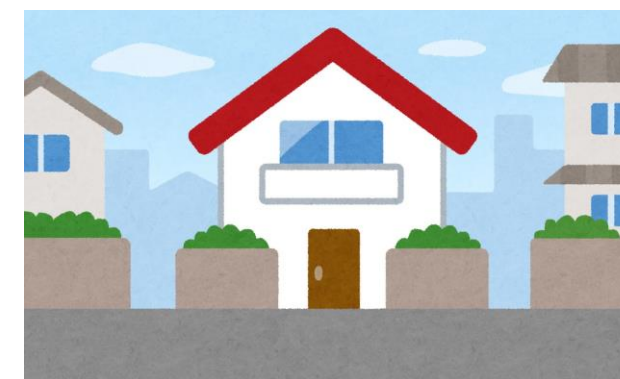


※消費税は申請者負担となります。

■ブロック塀などの除却の件数 =

3件程度

※予算に達し次第、締め切ります。



★お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9065(直通)をお願いします。

◆水道管漏水調査を行います

町では、限りある水資源の有効活用や漏水による事故などを未然に防止するために、専門業者に委託して道路内の水道管から各住居の敷地内にある水道メーターまでの漏水調査を行います。

■漏水調査の概要

○調査期間 = 7月1日(月)～10月18日(金)

○調査時間 = (昼間)午前9時頃～午後5時頃
(夜間)午後10時頃～午前2時頃

※夜間は道路上での作業のみであり、敷地内への立ち入りはありません。

○調査区域 = 樺山地区 今市地区 植木地区

○調査方法 =

①戸別音聴調査

水道メーター、止水栓、仕切弁などに音聴棒をあてて、漏水音の有無を調査します。

②路面音聴調査

漏水探知器などにより、道路に埋設されている水道管の漏水音の有無を調査します。



戸別音聴調査の様子



路面音聴調査の様子

■漏水調査に関するお願い

○戸別音聴調査では、敷地内に立ち入ったうえで、水道メーターや止水栓で音聴棒を使用して、漏水の有無の確認を行います。

また、留守であっても、屋外に水道メーターがあるときは調査しますのでご理解ください。

○町が実施する漏水調査では、調査費用の請求や、物品などの販売を行うことは一切ありません。

また、調査員は町が発行した身分証明書を携帯し、腕章を着用して実施します。不審に思うことや気になることがありましたらお問い合わせください。

★お問い合わせは、環境水道課 上水道係(2階 ④番窓口)

☎:52-9080(直通)をお願いします。

◆6月23日(日)～29日(土)は、「男女共同参画週間」です

男女共同参画推進本部は、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日が平成11年6月23日であることから、毎年6月23日～29日までの1週間を「男女共同参画週間」としています。

本年度のキャッチフレーズは公募で決まった下記のとおりです。

「だれもがどれも選べる社会に」

男性と女性が、職場や学校、地域や家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、政府や地方公共団体だけでなく、皆さん一人一人の取り組みが必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？



町では、期間中、町役場ロビーでパネル展示などを行います。また、町立図書館に特設コーナーを設置します。

★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通)
をお願いします。

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 ＝

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車（新車および中古車の購入時の設置は除く）に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

（設置する前に、申請が必要です。）

■補助対象装置 ＝

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 ＝

- ①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額 ＝

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額（ただし、制限運転者は3分の2以内の額）とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額（ただし、制限運転者は3分の2以内の額）とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額（ただし、制限運転者は3分の2以内の額）とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 ＝

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



☆制限運転をはじめましょう ～みやこんじょ・みまたん安心安全運転～

制限運転とは、65歳以上の高齢運転者が自身の体調や運動能力を把握し、自動車を運転する時間帯や場所など自分自身で運転ルールを決め、守ることで交通事故の危険性を減らし、少しでも長く安全運転を続けようという取り組みです。

★お問い合わせは、総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通) お願いします。

◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターに気軽にお問い合わせください。電話での相談も受け付けています。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和6年5月27日現在

仕事の内容	委託地域	工 賃
ソックスかがり、ニット帽かがり	三股町、都城市、 小林市内一部地域	1ダース12(24枚) 400円～450円
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、 都城市内(要相談)、 小林市内一部地域	1個 10円～50円
部品組み立て、 部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、 ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万円～4万5千円

◎事業所へ・・・内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください！

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています。

★お問い合わせは、

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)	
所 在 地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL／ファクス	25-0300
受 付 日	月曜～金曜(土曜、日曜、祝日は休み)
受付時間	午前9時～正午、午後1時～5時



をお願いします。詳しい情報は、**宮崎 内職** で **検索** してください。



農林畜産業関連

◆「三股町農業後継者支援事業」のお知らせ

町では、農業後継者の確保と就農意欲の増進、さらには円滑な農業経営の継承を目的に、「三股町農業後継者支援事業」を実施します。

■交 付 額 =

交付対象者1人あたり、総額100万円を3年間にわたり交付します。

(交付イメージ)

1年目:50万円 2年目:30万円 3年目:20万円 合計100万円

■交付要件 =

- 町内に居住する人
 - 令和6年4月1日以後に継承予定農家に就農した1年未満の人
 - 農業により生計を営むことを目的に年200日以上かつ1,600時間以上の農作業に従事する人
 - 継承予定農家に就農した日において、18歳以上50歳未満である人 など
- 詳細は、町公式サイトまたは農業振興課農政企画係へお問い合わせください。

■申込期間 =

6月3日(月)～9月30日(月)

※応募者多数の場合は、選考にて決定します。



町公式サイトはこちら

★申し込み・お問い合わせは、
農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)
☎:52-9087(直通)をお願いします。



◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

新型コロナウイルス感染終息に伴う海外からの往来が増え、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザといった家畜伝染病の発生の危険性が高まっています。これら家畜伝染病のうち、豚熱、高病原性鳥インフルエンザは、昨シーズン国内でも発生しており、発生農場の経営に多大な損失が発生しています。

畜産農家におかれましては、伝染病への防疫意識を高め、より一層の防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62－5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。
農業振興課(3階 ③番窓口)までお越しください。

★お問い合わせは、
農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)
☎：52－9088(直通) お願いします。



相談

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守ります
ので、気軽にご相談ください。

期 日	7月1日(月)	7月16日(火)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。



★お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎：52－1112(直通) お願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	7月2日(火)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相談委員	ばば しんご 馬場 真吾、くろき まさひろ 黒木 正弘 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相談委員	人権擁護委員・法務局職員

★お問い合わせは、

- ・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)
- ・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局
☎:22-0490 をお願いします。



◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【都城市】7月26日(金)
時 間	【都城市】午後1時～4時
場 所	【都城市】消費生活センター(都城市役所北別館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	・相談内容を把握するため、 <u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です(<u>個人間トラブル、相続、事業者からの相談などは対象外</u>)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。



★お申し込み・お問い合わせは、

- 町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
- 都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3水曜に「法律相談」を実施しています。

期 日	7月17日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申込方法	相談は 予約制 です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。



★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

■相 談 日 =
毎週月曜・水曜・金曜
※祝日は除く

■時 間 =
午前9時～午後5時

■場 所 =
町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 をお願いします。

